

御意見の概要と御意見に対するデジタル庁の考え方

凡例

御意見の概要に対するデジタル庁の考え方においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律	口座管理法
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則	口座管理法施行規則
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則第三条第二項第四号（同令第六条第一項において準用する場合を含む。）及び第四条第一号ホの規定に基づく書類	告示
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯収法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令	犯収法施行令

番号	御意見の概要	御意見の概要に対するデジタル庁の考え方
1	<p>第2条第3項第1号、第3条第1項第1号ト(1)</p> <p>第2条第3項第1号における他の金融機関が預貯金者等について行った本人確認には、犯罪収益移転防止施行令第7条第1項第1号イに掲げる取引若しくは同項第3号に定める取引を行う際に行われた本人確認は含まれないのか。第3条第1項第1号ト(1)では、他の特定事業者が犯罪収益移転防止施行令第7条第1項第1号イに掲げる取引若しくは同項第3号に定める取引を行う際に行われた本人確認が含まれていることから、第2条第3項第1号と第3条第1項第1号ト(1)の規定の違いについて確認したい。</p>	<p>口座管理法施行規則第2条第3項第1号においては、委託先の金融機関が、口座管理法に基づき既に本人確認等を行っている場合について本人確認の規定を適用除外しているものであるため、他法令に基づき本人確認等を行っている場合については含まれません。なお、犯収法施行令第7条第1項第1号イに掲げる取引若しくは同項第3号に定める取引のうち、口座管理法第2条第1項に規定する金融機関が、犯収法に基づき既に取引時確認を行ったもの(犯収法に基づき確認記録を作成・保存している場合に限る。)については、口座管理法施行規則第7条第1項に基づき、本人確認を省略することが可能です。</p> <p>また、口座管理法施行規則第2条第3項第1号については、本人確認の規定を適用しないものについて定めたものであり、口座管理法施行規則第3条第1項第1号ト(1)については、本人確認の方法について定めたものです。</p>
2	<p>第3条第1項第1号ロ</p> <p>申出等関係文書には、申出書の写しや複写式のお客様控えも含まれるのか。また、「法第三条第一項の申出等」をオンラインで受け付けた場合には、お礼状や受付書、承諾書といった申出等を受け付けた旨を記載した書類も含まれるのか。</p>	<p>含まれます。</p>
3	<p>第2条・第3条への質問</p> <p>口座管理法に基づく本人確認において、いわゆる高リスク取引に係る確認(犯収法第4条第2項第1号の規定に基づく確認に相当する確認)は不要との理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
4	<p>第7条第1項</p> <p>「本人確認に相当する確認」にはどのようなものが含まれるのか。</p>	<p>例えば、犯収法や外国為替及び外国貿易法等に基づき本人確認が行われていることが想定されます。</p>
5	<p>第7条への質問</p> <p>以下の1.～3.のケースのほか、犯収法の施行に係る経過措置により同法による取引時確認を行ったものとみなされる以下の4.・5.のケースについても、「本人確認に相当する確認(当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)」に該当し、いわゆる</p>	<p>御質問にて記載いただいている、他法令等に基づき本人確認等を行っている場合における取扱については、御理解のとおりです。また、そのような取扱が認められる「他法令等に基づき本人確認等を行っている場合」の「他法令等」として、御質問にて記載いただいているもの以外の主だったものは現時点で想定しておりません。</p>

	<p>る本人確認済みの確認(第5条に規定する方法に相当する方法により既に当該確認を行っていることの確認)を行えばよいとの理解でよいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 犯収法に基づく取引時確認を行い、同法に基づく確認記録を作成・保存している場合 2. 外為法に基づく本人確認を行い、同法に基づく本人確認記録を作成・保存している場合 3. 口座登録法に基づく本人確認を行い、同法に基づく確認記録を作成・保存している場合 4. 本人確認法(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律)に基づく本人確認を行い、同法に基づく本人確認記録を作成・保存している場合 5. 旧大蔵省銀行通達(平成4年7月1日付蔵銀1283号)による本人確認を行い、同通達に基づく本人確認に関する記録、口座に関する記録等を作成・保存している場合 <p>そのような理解でよい場合、以下の1.～5.以外のケースで「本人確認に相当する確認(当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)」に該当するケースがあればご教示いただきたい。</p>	
6	<p>第7条～第10条への質問</p> <p>5番の第7条への質問の理解でよい場合、第4条の8第1項において、「…確認記録に相当する記録…を確認記録として保存する方法により本人確認を行うことができる」とされていることから、以下の1.～5.のケースに該当する場合には、重複して口座管理法に基づく確認記録の作成・保存を行う必要はない(以下の1.～5.により作成・保存している確認記録等を口座管理法の確認記録と併用してよい)との理解でよいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 犯収法に基づく確認記録を作成・保存している場合 2. 外為法に基づく本人確認記録を作成・保存している場合 3. 口座登録法に基づく確認記録を作成・保存している場合 4. 本人確認法に基づく本人確認記録を作成・保存している場合 5. 旧大蔵省銀行通達(平成4年7月1日付 	<p>口座管理法施行規則第7条の規定に基づき、既に口座管理法に基づく本人確認に相当する確認(当該確認について確認記録に相当する記録の作成・保存をしている場合におけるものに限る。)が行われていることを確認した場合については、口座管理法に基づく確認記録であると判別できるようにしておくなど、当該相当する記録を口座管理法に基づく確認記録として保存する必要があります。なお、保存について、他法令等に基づき作成・保存された確認記録等を併用することも可能です。</p> <p>また、他法令等に基づき作成・保存している確認記録等を口座管理法の確認記録と併用可能な場合として、御質問にて記載いただいているもの以外の主だったものは現時点で想定しておりません。</p>

	<p>蔵銀 1283 号) に基づく本人確認に関する記録、口座に関する記録等を作成・保存している場合</p> <p>そのような理解でよい場合、上記 1. ～ 5. 以外のケースで、作成・保存している確認記録等を口座管理法の確認記録と併用してよいケースがあればご教示いただきたい。</p>	
7	<p>第 8 条への質問</p> <p>第 10 条第 3 項では、確認記録の記録事項のうち、「第 1 項第 18 号から第 21 号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するもの」とされている。一方で、確認記録は、上記の変更等が生じた場合には付記を要するものの、あくまで口座管理法に基づく本人確認を行った場合に作成すればよく、いわゆる本人確認済みの確認（第 5 条や第 7 条の規定に基づき既に本人確認を行っていることの確認）を行う場合には作成不要との理解でよいか。</p> <p>したがって、口座管理法に基づく確認記録あるいはそれに相当する記録が作成・保存されている場合に、新たにマイナンバーによる預貯金口座の管理の申請等があったときは、口座管理法に基づく本人確認済みの確認のみ行うことから、改めて確認記録の作成を要しないとの理解でよいか。仮に上記の考え方が異なる場合は、口座管理法に基づく本人確認済みの確認に際し、口座管理法に基づく確認記録あるいはそれに相当する記録との差分や変更点の補記（例えば、犯収法に基づく確認記録が作成されている場合に、マイナンバーによる預貯金口座の管理の申請等があったときには、第 10 条第 1 項第 13 号「本人確認を行った法第 3 条第 1 項の申出等の種類」は同確認記録上に記録がないため、当該事項を追記するなど）を行えばよいか。</p>	<p>まず、既に他法令等に基づき本人確認に相当する確認を行っている場合における口座管理法に基づく確認記録の記録についての考え方は、6 番のデジタル庁の考え方に記載のとおりです。すなわち、既に他法令に基づき本人確認等を行っている預貯金者等より付番の申出等を受けた場合についても当該他の法令に基づき作成された確認記録等を口座管理法に基づく確認記録として記録する必要があります。なお、他法令等に基づき作成・保存された確認記録等を併用する場合には、当該記録に付記することも可能です。</p> <p>その上で、口座管理法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に基づき本人確認を行っている預貯金者が改めて付番の申出等を行った場合には、改めて確認記録を作成・保存する必要はありませんが、当該申出等を受け付ける際に口座管理法施行規則第 10 条第 1 項第 18 号から第 21 号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更等に係る内容を確認記録に付記する必要（例えば、犯収法に基づく確認記録を作成している場合において、口座管理法における付番の申出があったときに、犯収法の確認記録に口座管理法施行規則第 10 条第 1 項第 13 号の内容を追記することでも可能）があります。</p>
8	<p>第 8 条への質問</p> <p>「法第 3 条第 1 項の申出等を受けた日」とは、金融機関が顧客から窓口や非対面ツール（アプリ等）でマイナンバーによる預貯金口座の管理の申請等を受け付けた日であり、金融機関が預金保険機構に対して当該申請等に基づき申請等を行う（申請等の情報を同機構に連携する）日ではないとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

9	<p>第 10 条第 1 項第 13 号 「本人確認を行った法第三条第一項の申出等の種類」としては、第 2 条に規定されている「法第三条第一項の申出」、「法第七条第一項・・・の規定による求め」、「第八条第一項の規定による求め」のいずれかであることを確認記録に記載すればよいということか。</p>	<p>「付番の申出」や「災害時照会」等、金融機関において、どの申請等に対応したものが区別がつく形になる必要があり、御質問にて記載いただいている対応をとることも可能です。</p>
10	<p>第 10 条への質問 確認記録の記録事項のうち、第 10 条第 1 項第 13 号「本人確認を行った法第 3 条第 1 項の申出等の種類」については、「個人番号による預貯金口座の管理の申出（預貯金口座への個人番号付番の申出）」、（金融機関から顧客への意思確認の結果に基づく）「個人番号による預貯金口座の管理の承諾（預貯金口座への個人番号付番の承諾）」、「災害時口座照会」、「相続時口座照会」の別を記録すればよいとの理解でよいか。</p>	
11	<p>第 8 条～第 10 条への質問 口座管理法に基づく本人確認を行ったとしても、いわゆる取引記録（犯収法第 7 条に規定する取引記録等に相当する記録）の作成・保存は不要であるとの理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。
12	<p>第 24 条への質問 第 24 条第 3 項に規定する相続人確認を行った場合の記録は、第 2 条第 3 項第 1 号の（本人確認に係る）確認記録と併用の様式（両者の記録事項を網羅した様式）としても差し支えないとの理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。
13	<p>預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則 8 条、10 条 1 項 3 号、24 条 5 項 保存期間は 7 年間ではなく 10 年間の方が良いのではないかと考える。 （民法の債権の基本的な消滅時効は 10 年間であるので、7 年間とするよりも 10 年間とする方が合理的であるので。）</p>	他法令における本人確認に係る確認記録の保存期間も参考とし、実務上取扱に混乱が生じないようにする観点から 7 年間としています。
14	<p>6 歳未満の幼児については、今後個人番号カードに顔写真を搭載しないことも可能になる予定であることを踏まえると、それらの者の本人確認については柔軟に対応できるようにすべきである。</p>	マイナンバーカードに顔写真を搭載することが不要となる乳児について、具体的な年齢については現在検討中ですが、口座管理法施行規則における今後の本人確認の方法に係る貴重な御意見として承ります。
15	<p>個人番号通知書は規定されているのか確認したい。</p>	口座管理法における本人確認については、氏名・住所・生年月日の確認が必要ですが、個人番号通知書については、住所の記載がないため、本人確認書類として認められませ

		ん。そのため、本人確認書類として規定して いません。
--	--	-------------------------------

※ 「1番、2番、4番及び9番」並びに「3番、5番から8番及び10番から12番」については、それぞれ1件の御意見を分割して掲載しています。